

ひょうごの空き家を活用した

令和7年度版

移住・起業の しおり

Volume 9

CASE 01

空き家×移住 空き家を自分好みにリフォーム

「ライフスタイルに寄り添う、自分らしい我が家」

CASE 02

空き家×起業

「歴史的町並みが残る野里で古民家を再生・町家×カフェ・物販・イベントスペース」

TOPICS

県・市町の空き家活用等の支援制度

-空き家活用支援事業

-古民家再生促進支援事業



移住・起業のしおりとは？

INTRODUCTION

兵庫県内には魅力的な住まいや事業所として活用できる可能性を秘めた空き家が数多くあります。このしおりでは兵庫県内の空き家を多くの方に活用していただけるよう、空き家の利活用の際に使える充実した支援制度をご紹介します。空き家を活用した移住や起業をお考えの方、空き家を所有しているけれど、活用方法が決まっていない方は、是非、この冊子を参考にしてみてください。



株式会社 まちづくり柏原

丹波市

昭和前期に建てられた柏原八幡宮参道に面する時計店兼住宅を、チャレンジショップ兼移住体験施設として再生。地域の賑わいの創出や移住者の定住促進に貢献している。



空き家活用支援事業 (P7-P8) を利用

こじおりスペース

淡路市

空き家をコワーキングスペース、フリースペースとして再生。さをり織り体験やワークショップ、ミーティング等、様々な場面で活用できる地域交流拠点となっている。



古民家再生促進支援事業 (P9-P10) を利用



新井邸

赤穂市

築100年以上の古民家を、地域の自然や歴史を楽しめる一棟貸しの宿泊施設として再生。特産品を使用したサービスプランを展開し、地域の魅力を発信できる宿をオープン予定。



古民家再生促進支援事業 (P9-P10) を利用



L`Armonico

朝来市

鉱山町の風情を色濃く残す生野町で、空き家となっていた切妻屋根の町家を音楽等のイベントスペース及びゲストハウスとして再生。トロッコ道の入口にあり、市川の渓流が眺められる文化交流施設として活用されている。



空き家×移住

空き家を自分好みにリフォーム

空き家活用支援事業（P7～P8）を利用

「ライフスタイルに寄り添う、自分らしい我が家」

空き家のリフォームは、コストをおさえながら間取りも設備も内装も、自分仕様にデザインできます。空き家の補助金を活用して自分好みのマイホームをつくりませんか？

パントリーやシューズクロークで収納力UP 光と調和するホワイトキッチン

戸建て住宅（丹波篠山市）



広々とした水回り空間
ぬくもりを感じる木目調デザイン

戸建て住宅（朝来市）

STEP 01 お試し住宅で地域を知ろう

一定期間のお試し居住ができる市町の「お試し住宅」。生活体験、物件探しの拠点など、さまざまな目的に利用できます。

●兵庫県内でお試し住宅を提供している市町の一覧

市町名	名称	担当窓口	電話番号
神戸市	お試し住居	（一財）神戸農政公社	078-991-1557
三田市	お試し移住	移住定住促進課	079-555-6776
猪名川町	お試し居住	企画財政課	072-766-8711
加西市	加西市お試し滞在施設	ふるさと振興課	0790-42-8729
多可町	お試し住宅	定住推進課	0795-32-4776
相生市	あいおい暮らしお試し住宅	定住促進室	0791-23-7125
赤穂市	お試し暮らし住宅	（一社）あこう魅力発信基地	0791-43-6931
上郡町	移住体験住宅	地域振興課	0791-52-1162
豊岡市	お試し住宅 ほか	地域づくり課	0796-21-9096
養父市	ちょこっと暮らし住宅 ほか	やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし体験住宅	市民協働課 あさご暮らし応援室	079-672-1492
新温泉町	新温泉町いな暮らし体験住宅	商工観光課	0796-82-5625
丹波篠山市	丹波篠山暮らし体験住宅 「味間おためし住宅」ほか	創造都市課	079-552-5796
淡路市	淡路市暮らし体験住宅	NPO法人島くらし淡路	0799-70-6876

*県でも県営住宅の空き室を使ったお試し住宅を県内各地に設置しています。
（兵庫県公営住宅管理課 TEL：078-230-8470）

お試し居住（猪名川町）



STEP 02 空き家バンクで物件を探そう

空き家バンクとは、市町が空き家情報を提供するウェブサイトのこと。掘り出し物件が見つかるかも...？
「市町名＋空き家バンク」で検索してみてください。（県内38市町で実施）

STEP 03 支援制度を活用しよう 下記以外の支援制度はこちら 市町の空き家活用支援制度:P11～14



空き家をリフォームして住む時

空き家活用支援事業P7～P8

築20年以上等の要件を満たす住宅の空き家を改修する場合、最大**100万円**（若年・子育て、UJIターン世帯は最大**150万円**）補助します。
問い合わせ先：兵庫県住宅政策課（☎078-362-3583）



住宅を耐震化するとき

ひょうご住まいの耐震化促進事業

昭和56年5月以前着工の旧耐震基準の住宅を耐震改修する場合、最大**100万円**（多雪区域は最大**120万円**）、費用の**4/5**を補助します。
（窓口は市町） 問い合わせ先：兵庫県建築指導課（☎078-362-4340）



小倉屋

姫路市

姫路城下町の江戸時代後期に建てられた町家を2000冊あまりの蔵書のあるカフェ・物販・イベントスペース等として再生。数年かけて、いくつかの行政や専門家に相談し改修された古民家と庭で、ゆったりとした時間を過ごせる。



事業をする場合の支援制度

各事業に関する問い合わせ先

(公財) ひょうご産業活性化センター
☎078-977-9072

兵庫県 新産業課
☎078-362-3054

(公財) ひょうご産業活性化センター
☎078-977-9116

兵庫県 住宅政策課
☎078-362-3583

PLAN 01 起業するとき

起業家支援事業

所定の要件を満たす代表者が起業する場合に、起業に係る経費の一部等を最大100万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を最大100万円上乗せします。

PLAN 02 ふるさとに移住し
起業するとき起業家支援事業
(ふるさと特)

県外から県内へ移住し起業する場合に、移住に要する経費を最大100万円支給するとともに、起業に係る経費等を最大100万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を最大100万円上乗せします。

PLAN 03 スタートアップとして
起業するときスタートアップチャレンジ
支援補助金

革新的なビジネス手法を用いて経済成長を牽引し社会課題の解決に取り組む「スタートアップ」として起業や成長を目指す者に対し、起業や研究開発に係る経費の一部等を最大200万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を最大100万円上乗せします。

PLAN 04 高度IT技術等を用いた
事業所を開設するときひょうごイノベーション拠点
開設支援事業

空き家をイノベーション拠点として活用するための改修費、賃借料、通信回線使用料等を最大1,300万円(3年間総額)補助します。

PLAN 05 商店街の空き店舗を
活用するとき商店街若者・女性新規出店
チャレンジ応援事業

商店街活動へ積極的に参加する若者や女性が、空き店舗へ新規出店するための賃借料、内装工事費、ファサード整備費を最大75万円(市町が補助する額が上限)補助します。

PLAN 06 空き家を活用するとき

空き家活用支援事業
(P7~8)

築20年以上等の要件を満たす空き家を事業所として改修する場合、最大150万円(地域交流拠点は最大500万円)を補助します。

PLAN 07 古民家を利用するとき

古民家再生促進支援事業
(P9~10)

古民家(昭和25年の建築基準法施工日前に建築されたもの)を地域交流施設等に改修する際、最大1,000万円を補助します。また、古民家の建物調査や再生提案(所有者負担なし)を行います。

TOPICS

県の空き家等の活用支援制度

空き家活用支援事業

空き家を住宅、事業所、地域交流拠点として活用する場合に、
改修費の一部を支援します。



姫路市

宮ラボ

【事業所型】事業活用事例

瀬戸内海の播磨灘に浮かぶ家島の空き家を一棟貸し宿泊施設として再生。
家島の歴史や文化、産業とそれらを基に培ってきた暮らしを体験することが
でき、観光客と島の架け橋として期待されている。

01事業の対象となる空き家

一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、次のすべてに該当するもの

- ・築20年以上
- ・既存の玄関、台所、便所、1つ以上の居室を有していること
- ・台所、便所、風呂の水回り設備のいずれかが10年以上未更新
- ・空き家期間が6箇月以上であるもの、若しくは空き家バンクに登録されているもの
- ・耐震性能を有するもの(改修工事に合わせて耐震改修する場合も可)
- ・土砂災害特別警戒区域・災害危険区域等に位置していないこと

02対象地域

兵庫県内の市街化区域以外の区域。

政令市(神戸市)又は中核市(姫路市、尼崎市、西宮市、明石市)は対象外。

(ただし、①姫路市の旧香寺町、安富町、夢前町、家島町の区域は対象、②明石舞子住宅団地の区域(神戸市垂水区・明石市松が丘の一部の区域)については、事業所型・地域交流拠点型のみ対象)

03補助額 対象工事費は、空き家の機能回復又は設備改善に必要な改修工事費

【住宅型】

一般タイプ	一戸建ての住宅		共同住宅	
	対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
	100～150万円	40万円	100～150万円	40万円
	150～200万円	60万円	150～200万円	60万円
	200～250万円	75万円	200万円～	65万円
	250～300万円	90万円		
UJターン※1 若年子育て世帯 ※2	300万円～	100万円	200万円～	100万円
	100～150万円	60万円		
	150～200万円	85万円		
	200～250万円	110万円		
	250～300万円	135万円		
学生シェアハウスタイプ ※3	300万円～	150万円	300万円～	150万円
	100～150万円	60万円		
	150～200万円	85万円		
	200～250万円	110万円		
	250～300万円	135万円		
	300～350万円	160万円		
	350～400万円	185万円		
UJターンタイプ※4	400万円～	200万円	300万円～	150万円
	100～150万円	60万円		
	150～200万円	85万円		
	200～250万円	110万円		
	250～300万円	135万円		

【事業所型】

一般タイプ	一戸建ての住宅		共同住宅	
	対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
	150～200万円	60万円	150～200万円	60万円
	200～250万円	75万円	200～250万円	75万円
	250～300万円	90万円	250～300万円	90万円
	300～350万円	110万円	300～350万円	110万円
	350～400万円	125万円	350万円～	115万円
	400～450万円	140万円		
UJターンタイプ※4	450万円～	150万円	350万円～	175万円
	150～200万円	85万円		
	200～250万円	110万円		
	250～300万円	135万円		
	300～350万円	160万円		
	350～400万円	185万円		
	400～450万円	210万円		
UJターンタイプ※4	450万円～	225万円		

【地域交流拠点型】※5

一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
150～200万円	75万円	100～300万円	100万円
200～400万円	150万円	300～500万円	200万円
400～600万円	250万円	500～700万円	300万円
600～800万円	350万円	700万円～	350万円
800～1,000万円	450万円		
1,000万円～	500万円		

- ※1 若年世帯:夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯
子育て世帯:高校卒業までの子ども又は妊娠している者が同居している世帯
※2 UJターン世帯:申請日時点の住所が県外である世帯又は県外から県内の賃貸住宅等に転入後2年を経過しない世帯
※3 学生シェアハウス:2人以上の学生が居住できる専用の個室が備えられ、台所など共用のスペースを有する住宅
※4 UJターンタイプ:県外に居住する者が、県内の空き家を自己業務用の事業所(県内1つ目の事業所)として活用する施設
※5 地域交流拠点:ワーケーション施設、定額制多拠点居住サービス施設、コワーキングスペース又は地域活性化に資するものとして市町の推薦を受けた施設

【問合せ先】兵庫県住宅政策課 (TEL:078-362-3583)

市町の空き家活用支援制度 ▶P11～14 上記以外にも、各市町で空き家を活用する場合に利用できる支援を多数実施しています。

TOPICS

県の空き家等の活用支援制度

古民家再生促進支援事業

地域の建築士・大工等による古民家の建物調査や再生手法の提案、
地域交流施設等に活用するための改修工事費を補助します。



神戸市
ヌフ松森医院
Dr.MATSUMORI LOUNGE

ながらく地域医療の拠点であった医院兼住宅(の母屋棟)を多世代交流拠点として再生。
昭和初期の病院建築の特徴をよく残しており、現在はアート展やイベント会場、今後は交流
カフェの開設など地域の活性化に貢献しています。

01事業の対象となる古民家

次に掲げる要件に該当する昭和25年の建築基準法施行日前に建築された住宅又は歴史的建築物*

- ・軸組構法で造られたもの
- ・接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手及び仕口を用いたもの
- ・筋かい等の斜材を多用せず、貫を用いたもの
- ・主要な壁に土塗り壁等の湿式工法を用いたもの
- ・屋根に和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いたもの

*歴史的建築物って？

次のいずれかに該当する住宅を示します。

- ア 景観法(平成16 年法律第110 号)に基づく景観重要建造物
- イ 県又は市町の景観条例等に基づく景観形成重要建造物等

- ウ 文化財保護法(昭和25 年法律第214 号)に基づく指定文化財又は登録文化財
- エ 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物
- オ ひょうごの近代住宅100選に選定された建築物

02支援メニュー

(i) 建物調査

大工・建築士等の専門家を派遣して古民家を調査し、建物の状態や維持管理方法、修繕・再生の可能性等のアドバイスをを行います。

(ii) 再生提案

建物調査を行った古民家のうち、特に再生を推奨するものについて、専門家を再度派遣し、所有者の意向等を勘案した再生手法の提案を行います。

(iii) フィジビリティ調査費補助**

再生提案や自主提案を行った古民家のうち、古民家活用の実現可能性を調査・評価するために必要な経費を一部補助します。

**フィジビリティ(実現可能性)調査って？

持続的な施設運営に向け、経営コンサルタント等へ調査・評価を依頼すること

(iv) 改修工事費補助

再生提案や自主提案を行った古民家のうち、地域活動の拠点・宿泊体験施設・店舗等の地域活性化に資する施設(地域交流施設等)または歴史的景観形成地区等で賃貸住宅として再生するものに対して市町とともに改修工事費の補助を行います。

補助額

古民家の場合		古民家のうち歴史的建築物	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
500～1,000万円	250万円	500～1,000万円	250万円
1,000～1,500万円	400万円	1,000～2,000万円	500万円
1,500万円～	500万円	2,000～3,000万円	850万円
		3,000万円～	1,000万円

※市町が補助する額を補助額の上限とする

※コワーキングスペースに活用する場合であって改修に必要な費用が500万円以上である場合に限り、100万円を上限とし、事務機器取得費を補助対象経費に含むことができる

【問合せ先】兵庫県住宅政策課 (TEL:078-362-3583)

* (i) 建物調査・(ii) 再生提案に関するご相談は、ひょうご住まいサポートセンター (TEL:078-855-5170) まで

◎ その他 県の支援制度

事業名	事業概要	対象経費	担当課室 / 連絡先
設備投資促進貸付	空き店舗等の改修を含め設備投資を行う場合に資金を融資	改修等にかかる設備資金 および設備投資に伴う運転資金	地域経済課 078-362-3321
ひょうご木の街木質化推進事業	多くの県民の利用が見込める施設や、不特定多数の方が利用する木の良さが活かせる施設において、兵庫県産木材を使った木質化に要する経費を最大 200 万円補助	県産木材を用いた木質化にかかる工事、木製品の購入、設置等に要する経費	林務課 078-362-9224

◎ 市町の支援制度

空き家等の活用に関する市町の支援制度

【神戸・阪神】

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
神戸市	重づくりの拠点施設等改修支援事業（交流施設型）	地域の特色を生かして都市住民との交流等を実施する拠点となる施設の整備費を補助	改修費	（一財）神戸農政公社	078-991-1557
	重づくりの拠点施設等改修支援事業（定住・起業型）	神戸・里山暮らし空家バンクに登録されている空き家等を専用住宅として取得または賃借する場合の空家家の整備費を補助	改修費		
	建築家との協働による空き家活用促進事業	建築家との協働により空き家を魅力的に再生し、社会課題解決の取り組みに活用するための、改修にかかる費用を補助	初期費用、片付け、調査診断、設計、工事、監理等	建築住宅局政策課	078-595-6736
	空き家地域利用応援制度	地域活動や交流の拠点など、地域のために空き家等を活用する際、必要な経費を補助	初期・維持費用、片付け、工事、監理、アドバイザー派遣等	すまいるネット	078-647-9933
尼崎市	子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業	子育てファミリー世帯または新婚世帯が戸建ての空き家を取得し、その改修を行った場合の改修費用の一部を補助	改修費	空家対策担当	06-6489-6139
	空家改修費補助事業	一定期間利用されていない空き家や建て替えが難しい空き家を対象に、利活用に伴う改修費用の一部を補助	改修費		
芦屋市	子育て世帯向け住宅取得支援事業	子育てファミリー世帯または若年夫婦世帯が、指定区域内で住宅を取得する費用の一部を補助	取得費	住宅政策課	06-6489-6608
	新婚・子育て世帯住宅ストック活用支援事業（いままあったプロジェクト）	新婚世帯・子育て世帯が空き家の住宅（戸建て、マンション）を取得・賃借した際の費用及び引越費用の一部を補助	取得費、賃借費、引越費	建築住宅課	0797-38-2721
伊丹市	芦屋市空き家活用支援事業	空き家等住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	伊丹市空き家活用支援事業	子育て世帯または若年世帯が空き家を購入し居住する場合、改修費用の一部を補助（市外からの転入者で、親が市内に居住する場合は加算措置あり）	改修費	住宅政策課	072-784-8069
宝塚市	宝塚市新規出店改修チャレンジ応援補助金	（出店促進策、商店街空き店舗活用型）新規出店しようとする事業者に対し、出店にかかる経費の一部及び家賃の一部を補助（店舗等リノベーション型）市内既存店舗等を対象に、市内の施工業者を利用して改築等の工事を行う場合に、その経費の一部を補助	改築費等、賃借料	商工動労課	0797-77-2011
	川西市空き家活用支援事業	空き家を購入し定住する若年子育て世帯・空き家を事業所として活用するために改修する方、地域を基盤として活動し、地域活性化に貢献すると認められる方及び団体が実施する、空き家の機能回復または設備改善に必要な工事に要する経費の一部を補助	改修費		
川西市	子育て住宅総合支援事業	子育て世帯または若年世帯が、指定区域内で住宅を取得する費用の一部を補助、また県外から移住する子育て世帯または若年世帯が、指定区域内の民間賃貸住宅へ住み替える費用の一部を補助	取得費、住替費		
	マイホーム借上げ制度推進事業	（一財）移住・住みかえ支援機構が行うマイホーム借上げ制度の利用に必要な費用の一部を補助	事務手数料、建物診断費、改修費		
三田市	空き家リフォーム補助事業	空き家を住宅・地域交流拠点として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市デザイン課	079-559-5128
	空き家バンク登録促進補助事業	空き家バンクに登録するために要した登記等手続き費用や不要な家財等撤去費用を補助	登記費用、処分費用		
	古民家等活用促進事業	古民家等を改修し、地域再生施設として事業を行う方に対し、事業費の一部を補助	改修費		
	住み替え支援補助事業（住みかえメール補助制度）	市内で起業を予定しているまたは起業後間もない事業者（小売業、飲食業、サービス業）に対し、開設費・広告宣伝費の一部を補助	取得費	移住定住促進課	079-555-6776
狹間川町	チャレンジショップ応援事業	市内で起業を予定しているまたは起業後間もない事業者（小売業、飲食業、サービス業）に対し、開設費・広告宣伝費の一部を補助	改修費、備品購入費、賃借料、広告宣伝費	産業政策課	079-559-5085
	子育て住宅総合支援事業	子育てファミリー世帯または若年夫婦世帯が、指定区域内で新築・中古住宅を取得する費用の一部を補助または賃貸に住み替える場合の費用の一部を補助	住宅取得費、賃貸住み替えに係る費用	都市政策課	072-766-8704
美作市	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用等の一部を補助	改修費、除却費		
	オールニュータウン商業施設等空き家活用支援事業	町内オールニュータウンの商業施設等の空き家画で、地域の賑わいづくりに資する店舗等の開設費の一部を補助	内装、ファサード整備費、賃借料	地域交流課	072-767-6253

【播磨】

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
加古川市	空き店舗等活用支援事業	市街化調整区域に存在する空き家等を活用し、事業を開始する方に、店舗賃借料、店舗改築費及び広告宣伝費の一部を補助	賃借料、店舗改築費、広告宣伝費	産業振興課	079-427-9756
	移住・定住促進事業	市街化調整区域の田園まづくり集落区域内に存在する空き家を取得し、移住する方に、改修経費の一部を補助	改修工事費等	まちづくり指導課	079-427-9418
高砂市	空き家活用改修費補助制度	空き家バンクに登録されている市街化区域内の住宅を取得し、居住しようとする方または居住目的で賃貸しようとする方に対し、改修工事に要する費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	079-427-9327
	空き家活用支援事業	空き家バンクに登録された住宅を居住用・賃貸住宅用の住宅または事業所として活用しようとする場合に費用の一部を補助	改修費	建築住宅課	079-443-9035
稲美町	空き店舗等活用支援事業	市内において空き店舗等への新規出店をする方に対し、経費の一部を補助	賃借料、改築費、広告宣伝費	産業振興課	079-443-9030
	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-492-9143

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
播磨町	結婚前結婚新生活支援補助金	結婚し町内で新生活を始める新婚世帯に対し、住居費や引越費用を補助	賃借料、改修費、取得費	協働推進課	079-435-2364
	空き家活用支援事業	空き家を取得し、自己の住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-435-2366
	空家等バンク活用支援事業	空き家バンクに登録する際、必要となった登記費用、空き家バンク登録物件の購入者等が負担する引越し費用及び清掃費用の一部を補助	登記費用、引越し費用、清掃費用等		
	移住定住促進住宅リフォーム助成	町外から町内へ転入する移住者の方が居住予定の住宅を改修する場合の経費の一部を補助	改修費	産業環境課	079-435-0304
	空き店舗等活用支援事業	空き店舗等を購入または賃借して新規出店するための改築工事等費用の一部を補助	賃借料、改築費、広告宣伝費		
西脇市	起業・第二創業促進支援事業	市内で新たに起業または第二創業を行う者に対し、対象経費の2分の1を補助（移住の場合は加算措置あり）	改修工事費、賃借料等	商工観光課	0795-22-3111
	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	建築住宅課	
三木市	トカイナカニ三木新生活応援事業	移住する39歳以下の若者世帯（夫婦、ひとり親世帯、パートナーシップ宣言世帯）の住宅購入を支援（空き家バンク利用の場合は、条件緩和などの優遇措置あり。最大 100 万円）	取得費、改修費	緑地課	0794-82-3030
	三木市古民家再生促進支援事業	古民家等を改修し、地域交流施設等での古民家の活用又は歴史的景観形成地区等で古民家を賃貸住宅等として活用する方に対し、事業費の一部を補助	改修費・フィジビリティ調査	建築住宅課	0794-82-2000
加西市	若者定住促進住宅補助事業	市内で住宅を新築・購入し居住する若者世帯等を補助（最大 50 万円）	取得費		
	空き家改修事業	空き家を改修し売却や貸出をする方、購入した空き家を改修する方に一定の補助（改修工事の1/2。最大 50 万円）	改修費		
	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、改修費用の一部を補助	改修費	ふるさと振興課	0790-42-8764
	空き家家族道徳等処分支援補助事業	空き家バンク登録物件の家財道具の片付け費用などを補助（最大 10 万円）	片付け・処分費用		
	古民家再生促進支援事業	空き家となった古民家を改修し地域交流施設等として再生しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費		
加東市	空き店舗活用補助事業	空き店舗を活用した店舗・オフィス開設のための賃借料や改築費の一部、市民の新規雇用に対して補助（最大 210 万円）	賃借料・改築費、雇用促進補助	産業課	0790-42-8740
	起業・創業スタートアップ支援事業	事業所の改修費用や専門家経費、販促費用など起業・創業にかかる経費などを補助（最大 200 万円）	改修費、販促費等		
	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費		
	空家家財処分支援事業補助金	空家バンク登録物件の家財処分等を補助（最大 10 万円）	片付け・処分費用		
	働く世代住宅取得支援事業	一定の要件を満たした者が市内に住宅を取得した場合、住宅取得費の一部を補助（最大 50 万円）	住宅取得費	都市政策課	0795-43-0517
多可町	結婚新生活支援事業	一定の要件を満たした夫婦に、新居の住居費、引越費用及びリフォーム費用を補助（最大 30 万円）ただし、夫婦ともに婚期日における年齢が29歳以下の世帯の場合は最大 60 万円	改修費		
	移住支援金交付事業	東京圏内から加東市に移住される、就職・テレワーク・起業・関係人口などの要件を満たした方へ、移住支援金を交付	—	企画政策課	0795-43-0507
	住宅リフォーム助成事業	町内業者を利用した 50 万円以上の自宅のリフォーム工事費用を10%補助（最大 10 万円）	住宅の増築、改築、修繕工事等		
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅として活用しようとする場合、改修費の一部を補助	改修費		
	中古住宅購入助成事業	中古住宅を購入し10年以上に居住する方に10万円を補助（若年世帯・子育て世帯、40歳未満の単身者は20万円）	住宅取得費		
多可町	あったか家族多世代住宅助成事業	若者世帯が親元での同居や近居のために100万円以上で住宅を新築、増築、改築する場合、工事費に応じて最大30万円までを補助	工事費	定住推進課	0795-32-4776
	住宅ローン利子助成事業	兵庫県信用組合との包括地連連協定に基づき、若者・子育て世代が初めて住宅を新築・リフォームまたは購入する場合、組合の住宅ローン契約による利息のうち0.5%相当額を助成	利子補給		
	多可町 IT 等事業所開設支援事業	ひうごイノベーション拠点開設支援事業費補助を受けた人に上乗せ補助	建物改修費、通信回線使用料等	商工観光課	0795-32-4779
姫路市	創業・起業支援補助金	町内の拠点事業所を置き、創業・起業をする方に初期経費の2/3を補助（最大30万円）	増設改築、設備備品取得費等		
	空き家改修支援事業【交流施設型】	空き家バンク登録物件を交流施設等（宿泊施設、創作活動施設等）として活用するための改修経費の一部を補助	改修費	住宅課	079-221-2642
	空き家バンク物件登録謝礼金	市街化調整区域、都市計画区域域外にある空き家をバンク登録した所有者等に謝礼金を交付	—		
神河町	空き家バンク登録物件取得助成金	姫路市若者世帯郊外 UJ ターン補助金交付要綱に規定する「移住支援金」の交付を受けた方が、対象地域内にある空き家バンク登録物件を取得した場合、その費用の一部を補助	購入費	ひめじ創生戦略室	079-221-2833
	創業促進事業	町内で新たな事業を始めようとする方の、起業に要する費用の一部を補助（補助率1/2、最大220万円。年齢要件あり）	改修費、人件費、賃借料等		
	若者世帯住宅取得支援事業	町内で住宅を取得（新築・購入等）する場合、費用の一部を補助（最大190万円）	住宅取得費		
三川町	若者世帯住宅リフォーム支援事業	町内にある住宅をリフォームする場合、費用の一部を補助（最大90万円）	改修費	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅・事業所または地域交流拠点として活用する方に対し、その改修に要する費用の一部の補助	改修費		
	IT 事業所・コワーキングスペース開設支援事業	起業家等を対象としたコワーキングスペースを新たに開設する場合、事業費の一部を補助	建物改修費、事務機器取得費等		
福崎町	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅・事業所または地域交流拠点として活用する方に対し、その改修に要する費用の一部を補助	改修費		
	若者定住促進住宅取得奨励金	45歳未満の若者が定住を目的に住宅の取得をした場合、奨励金を交付	住宅取得費	住環境課	0790-26-1011
	空き家片付け支援事業	空き家バンク登録物件の家財道具の片付け費用などを補助	片付け・処分費用		
相生市	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅・事業所または地域交流拠点として活用する方に対し、その改修に要する費用の一部を補助	改修費	まちづくり課	0790-22-0560
	あつまれ新婚さん新生活応援金支給事業	相知市内で新婚夫婦が新生活を始める際の住宅費用等の一部を補助（住宅取得費・住宅賃借費・引越費・改修費を対象とする。最大60万円。年齢要件等あり）	取得費、賃借料、引越費、改修費	定住促進室	0791-23-7125
	空き家活用支援事業	空家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合、改修費用の一部を補助（空家家屋の機能回復、設備改善のための工事に係る費用の1/4。最大250万円。各種要件あり）	改修費		
たつの市	商店街空き店舗等活用事業	商店街の空き店舗を借上げ、新たな店舗を開業する中小小業者に対し、月額家賃の1/3を補助（3年間を限度に年額最大40万円）	賃借料	地域振興課	0791-23-7133
	空き家活用支援事業	築20年以上の空き家を住宅等（住宅部分が過半の面積を占めるものに限る。）として10年以上に居住する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費		
	空き家リフォーム支援事業	築10年以上の空き家を住宅等（住宅部分が過半の面積を占めるものに限る。）として10年以上に居住する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	建築住宅課	0791-64-3033
たつの市	空家家財道具等搬去費支援事業	空き家バンク登録物件の売買・賃借が成立した場合、残存する家財道具等（不用品）の処分・搬出に要する経費の一部を補助	家財（不用品）搬出・処分費		
	若者定住促進住宅取得支援事業	新たに住宅を取得する転入者、若者世帯に対し、住宅取得奨励金を交付	—	町おこし課	0791-64-3167
	創業支援事業	市内で新たに創業を計画している方に対して、その創業に要する経費の一部を補助	改修費、設備費等		
高砂市	高砂技術を用いた IT 等事業所開設支援事業	たつの市内で新たな事業所を開設し、高度技術を活用して社会課題の解決を図り、今後成長が見込める3年以上の事業を行う計画がある中小企業者等に対し、建物改修費用のほかに人件費などの一部を補助	建物改修費、事務機器、賃借料、通信回線料、人件費	商工振興課	0791-64-3158

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
赤穂市	空家活用支援事業	一戸建ての空き家を改修し、住宅、事業所、地域交流拠点として活用しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費	都市計画課	0791-43-6827
	古民家再生促進支援事業	空き家となった古民家を改修し、地域交流施設等として再生しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費		
	あこ地域未来創業サポート補助金	市内で創業・第二創業する方にに対し、創業に係る経費の2/3を3年間で最大500万円補助（指定エリア内の空家、空き店舗の活用など条件あり）	施設改修費、設備購入費、空家・空き店舗取得費、賃借料、広告宣伝費、販促費、人件費、委託費等	商工課	0791-43-6838
穴栗市	空き家情報バンク活用支援事業	空き家バンク登録する際に必要となった相続登記費用、空き家バンク登録物件の購入者等が負担する仲介手数料及び引っ越し費用の一部を補助	登記費用、仲介手数料、引越し費	（一社）あこう魅力発信基地	0791-43-6931
	空き家活用推進事業補助金（空き家改修支援）	空き家を取得または賃貸し、住宅・店舗等に使用するために要する改修費を補助	改修費	住宅土地政策課	0790-63-3166
	森林のまぶくり応援事業補助金（住宅取得支援）	子育て世代が市内で住宅を取得（新築・中古）する場合、建物の取得費用の一部を補助（最大140万円）	住宅取得費		
太子町	空き家活用支援事業	町内にある一戸建ての空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用しようとする場合、改修費の一部を補助	改修費	まちづくり課	079-277-5992
	若者住宅取得奨励金	40歳未満の者が定住を目的に住宅の取得をした場合、住宅取得奨励金を交付	住宅取得費		
	三世代同居等世帯支援補助金	三世代同居・隣居のために住宅を取得または改修する世帯に対し、費用の一部を補助	改修費、取得費	地域振興課	0791-52-1162
上郡町	空き家活用支援事業	空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として改修し活用する場合、費用の一部を補助	改修費		
	創業支援事業	町内で新たに創業を計画している方に対して、その創業に要する経費の一部を補助	改修費、設備費等		
	結婚新生活支援事業	上郡町内で新婚夫婦が新生活を始める際の住宅費用等の一部を補助（住宅取得費・住宅賃借費・引越し費・リフォーム費を対象とする。最大60万円。年齢所得要件等あり）	取得費、賃借費、引越し費、改修費	健康福祉課	0791-52-1114
佐用町	空き家活用支援事業	空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として改修し活用する場合、費用の一部を補助	改修費		
	若者住宅新築応援金	40歳以下の者が定住を前に町内に住宅を新築した場合、応援金を支給	—	商工観光課	0790-82-0670
	若者住宅取得応援金	40歳以下の者が定住を前に町内の中古物件を購入した場合、応援金を支給	—		
	中小企業者創業支援事業	町内で新たな事業を始めようとする場合、要する費用の一部を補助	改修費、賃料		

【但馬】

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
豊岡市	定住促進事業補助金	市外からの転入者に対し、住宅の改修費、移転費等を補助	改修費、移転費	地域づくり課	0796-21-9096
	豊岡市起業チャレンジ支援補助金	豊岡商工会議所または豊岡市商工会の支援及び計画認定を受け、市内において新規創業または事業承継を行う個人・中小企業者に対し、事務所開設に要する費用の一部を補助	改修費、賃借料、設備購入費、広告宣伝費等	環境経済課	0796-23-4480
養父市	やぶの空き家活用支援事業	養父市空き家バンクを通じて取得した空き家を住宅として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費・家財処分	やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172
	やぶ暮らし住宅支援制度	新築、購入、増改築、若しくは賃貸住宅等を契約し入居した方、及びU・Iターン者に加え、空き家バンク登録者等に奨励金を交付	新築・増改築・空き家購入・民間賃貸・家財処分		
	創業・第二創業補助金	個人や事業者が起業する新規創業の経費に対し最大100万円を補助	改修費、人件費、賃借料等	商工観光課	079-664-0285
朝来市	あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金	若者・子育て世代もしくは転入者が市内に定住するために住宅を取得した場合、費用を最大100万円補助（新築・購入※空き家含む）	新築または購入費用	市民協働課あさご暮らし応援室	079-672-1492
	空家活用促進事業補助金	転入者・新婚世帯または若者・子育て世代が実施する空家の改修に要する費用の一部を最大100万円補助	改修費		
	にぎわい創出補助金	市内の空き家・空き店舗を活用し新たな出店される方に経費の一部を補助（最大200万円。若者（40歳未満）、移住者（移住3年未満）の場合は上限がそれぞれ20万円ずつ引き上げ（両方に該当で最大240万円）	改修費、備品購入費、広告宣伝費、賃借料等	経済振興課	079-672-2816
香美町	サテライトオフィス等開設補助金	市内の空き家・空き店舗等を活用しサテライトオフィス等を開設される方に経費の一部を補助	新築費、改修費、事務機器取得費等		
	空き家利活用促進支援（空き家改修）補助金交付事業	空き家バンクに登録された物件・空き家バンクに登録を目的とした物件・空家バンクに登録されていない物件を改修して居住する場合、要する費用の一部を町内で利用可能な商品券で補助	改修費		
	住宅取得奨励金事業	町内で住宅を取得した際、購入費を町内で利用可能な商品券で補助。転入者の場合は世帯人数に応じて補助金を増額。	購入費		
新温泉町	空き家利活用促進支援（利用準備支援）補助金交付事業	空き家バンクに登録された住宅に現存する家財道具の撤去や屋内外の清掃に要する経費を補助	家財撤出・処分費	企画課	0796-36-1962
	空き家利活用促進支援（お試し住宅利用）補助金交付事業	空き家バンクに登録された住宅をお試し住宅として利用する場合、家賃相当額の一家賃	家賃		
	IT関連オフィス等開設・設置支援事業	町内にIT関連オフィス等を開設または設置する事業者に対し、建物の改修費等を補助	改修費、賃借料、通信回線使用料		
新温泉町	起業・創業支援事業	町内で起業・創業する場合の初期投資費用の一部を補助	設備費、備品購入費、広告宣伝費等	観光商工課	0796-36-3355
	空き家リフォーム補助金	「新温泉町空き家バンク」に登録しているまたは登録予定の空き家のリフォーム費用の30%を助成（最大50万円）※資本金貸付の場合は最大100万円	改修費・家財処分費		
	定住促進住宅取得助成金	町内で住宅を新築・購入または改修費用に助成（最大50万円。子育て世帯の場合は最大100万円。年齢要件等あり）	新築、購入または改修の費用	商工観光課	0796-82-5625
新温泉町	温泉配湯助成金	定住促進住宅取得助成事業と併せ、新たに温泉の配湯を開始した方に、温泉使用料の基本料金を5年間助成	温泉配湯使用料の基本料金		
	起業支援事業補助金	町内で新たに起業される方を対象に、初期投資費用の50%を助成（最大50万円。転入者の場合は最大100万円）	改修費、建物取得費用		

【丹波】

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
丹波篠山市	丹波篠山暮らし定住住宅補助金（空き家バンク住宅改修型）	空き家バンク利用登録者が空き家バンクの物件を住宅として活用するための改修を支援	改修費		
	古民家再生促進支援事業補助金	兵庫県古民家再生促進支援事業を実施し古民家の再生をする場合、支援	改修費		
	丹波篠山暮らし定住住宅補助金〔三世代同居型〕	三世代同居・近居のために住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用	創造都市課	079-552-5796
丹波篠山市	丹波篠山暮らし定住住宅補助金〔市内工務店利用型〕	市内工務店を利用し住宅を新築・改修する若者・子育て世帯を支援	新築・改修にかかる費用		
	丹波篠山暮らし定住住宅補助金〔定住促進重点地区型〕	定住促進重点地区で住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用		
	起業支援助成金	市内で新たに起業する際に、初期投資の一部を補助	改修・改築費、機械設備購入費等	商工観光課	079-552-0100

【波路】

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
丹波市	丹波市空き家利活用促進事業補助金〔居住型〕	住まいのバンク制度を介して購入した空き家で居住する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	丹波市空き家利活用促進事業補助金〔開業型〕	住まいのバンク制度を介して購入した空き家で開業する場合、改修費用の一部を補助	改修費	都市住宅課	0795-74-2364
	空き家利活用地域活性化事業	兵庫県空き家活用支援事業により空き家を地域交流施設として活用する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
洲本市	古民家再生促進支援事業	兵庫県の古民家再生促進支援事業により古民家を再生する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	丹波市若者定住マイホーム取得補助金	市外から転入する40歳未満の世帯等が定住するために住宅を新築・購入する費用の5%以内を支援（最大50万円）	新築・購入にかかる費用	ふるさと定住促進課	0795-88-5360
	おいでよ洲本新生活支援事業	淡路島外から移住する2人以上の世帯に対し、住宅取得費用の一部を補助（助成）	住宅取得費等	企画課	0799-24-7614
洲本市	古民家再生促進支援事業	兵庫県の古民家再生促進支援事業により古民家を再生する場合、改修費用の一部を補助	改修費	都市計画課	0799-24-7611
	洲本市空き家活用支援事業	兵庫県条例で定める空家活用特区内の一戸建て住宅の空き家を住宅又は事業所として活用する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	洲本市起業支援事業補助金	市内での起業を促進するため、起業時等に要する経費の一部を助成	改修費、備品購入費、専門家経費、広告宣伝費等	商工観光課	0799-24-7613
南あわじ市	IT関連事業振興補助金	兵庫県のひょうごイノベーション拠点開設支援事業を受けた方が、空き家を利用する場合、建物改修費の最大額を引き上げ	建物改修費、事務機器取得費等		
	古民家等再生促進支援事業	兵庫県の古民家再生促進支援事業により古民家を再生する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	定住促進空き家活用支援事業	空き家を購入・賃借して、居住のために改修等をする場合に、費用の一部を補助	改修費、家財運送処分費、登記費、引越し費	都市政策課	0799-43-5227
南あわじ市	空き家確保支援事業	一定の条件を満たして空き家バンクに登録した物件に係る登記費用及び庭木の手入れや家財道具の処分費用、インスペクションに係る費用の一部を補助	登記費用、庭木の手入れ・家財道具の処分費用、インスペクション費用		
	民間賃貸住宅等整備促進事業	民間賃貸住宅等（シェアハウス含む）を整備する個人及び法人に対して、費用の一部を補助	建設・改修費		
	空き家再生支援事業	空き家を借り上げて転賃する（サブリース）事業者に対し、空き家の改修費用の一部を補助	改修費	ふるさと創生課	0799-43-5205
南あわじ市	マイホーム取得事業	淡路島外からの移住者の方へ、空き家などの住宅取得費用の一部を補助	取得費		
	多世代同居・近居支援事業	多世代で同居や近居をする際に、空き家などの住宅を購入またはリフォーム等を行う場合に、費用の一部を補助	取得費、改修費		
	起業等及び空き家等活用支援事業	市内での起業を促進するため、費用の一部を補助（空き家を取得した場合加算金あり）	改修費、機材設備購入費等	商工観光課	0799-43-5221
南あわじ市	イノベーション拠点開設支援事業	ひょうごイノベーション拠点開設支援事業を受けた方が、空き家を利用する場合、建物改修費の最大額を引き上げ	建物改修費、通信回線利用料等		

💡 家賃補助制度等を活用しよう

結婚や県外からの引っ越しで、賃貸住宅を借りて新生活をスタートする際、初期費用・家賃・引越し費用などの一部を補助している市町があります。

市町名	事業名	担当窓口	連絡先
芦屋市	新婚・子育て世帯住宅ストック活用支援事業（いっ家あった！プロジェクト）	建築住宅課	0797-38-2721
	移住定住促進課	移住定住促進課	079-555-6776
	こども政策課	こども政策課	079-427-9397
三田市	結婚新生活支援補助金（ハッピーウェディング応援制度）	シティエロモーション室	079-441-9904
加古川市	結婚新生活支援補助金	こども課	079-492-9155
	結婚新生活支援補助金	企画課	079-492-9130
高砂市	結婚新生活支援補助金	協働推進課	079-435-2364
	結婚新生活支援補助金	まちづくり課	0795-22-3111
福美町	お試し居住補助金	緑結び課	0794-82-3030
	お試し居住補助金	ふるさと振興課	0790-42-8764
播磨町	結婚新生活支援補助金	農政課	0790-42-8741
	結婚新生活支援補助金	都市政策課	0795-43-0517
西脇市	結婚新生活支援補助金	定住推進課	0795-32-4776
二木市	トカイナカニ木新生活応援事業（新婚世帯向け）	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
	新婚世帯向け家賃補助制度	定住促進室	0791-23-7125
加西市	結婚新生活支援事業	子育て支援課	0791-64-3167
	結婚新生活支援事業	若者支援課	0790-63-3176
加東市	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0791-52-1114
	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0791-52-1116
多可町	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0790-82-0661
	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0796-23-1127
神戸町	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0796-62-3172
相生市	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0791-23-7125
	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0791-64-3167
たつの市	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0791-52-1114
赤松市	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0791-52-1116
上郡町	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0790-82-0661
佐用町	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0796-23-1127
豊民市	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0796-62-3172
養父市	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0796-62-3172
朝来市	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0796-62-3172
新温泉町	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0796-62-3172
丹波篠山市	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0796-62-3172
丹波市	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0796-62-3172
洲本市	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0796-62-3172
南あわじ市	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0796-62-3172
淡路市	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0796-62-3172

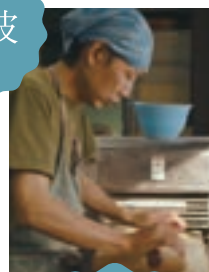
#仕事



#淡路



#丹波



#子育て



#きっかけ



ひょうご 移住 ストーリー



Story of moving to Hyogo

移住のすがたを、ありのまま。
切り口別、地域別にそれぞれの
ストーリーをお届けします。



https://ehg.jcld.jp/hyogo_jju_story/

#但馬



#暮らし



#播磨

